

平成30年9月26日

会 員 各 位

(一社) 千葉県L P ガス協会

液石法による事故の定義の一部変更について(お知らせ)

標記につきまして、全L協より下記の通り通知がございましたのでお知らせいたします。

記

都道府県協会御中

いつもお世話になっております。

本年4月の政令指定都市への高圧ガス行政の一部権限移譲に伴い、L P ガスの事故に関する提出先が一部変更になっております。

変更箇所は「充てん容器又は残ガス容器の喪失・盗難」は、従来は高圧法の事故として事故届を都道府県の高圧担当部署に提出していたものが、事故の発生場所が次の場合は、液石法の事故として、都道府県の液石担当部署に提出することになります。

- 1.供給設備のうち、消費設備に接続しているもの。(解説:液石法で供給中の軒先での盗難等)
- 2.消費設備(移動中のものを除く。)(解説:質量販売中の盗難等)
- 3.貯蔵施設に貯蔵してあるもの。(解説:販売所に付随する容器置場での盗難等)

経済産業省 該当ホームページ

http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/lpgas/lpjiko/index.html#A10

なお、本件に関しては行政内ルール変更であり、全L協に周知依頼や文書通知は来ておりませんが、ご対応の程よろしく願いいたします。

以上